

助するもので、平成23年度においては37か園に6,857千円を交付している。

補助金の交付については、補助金等交付規則、交付要綱により手続がされており、事務的な遺漏はなく適正なもの認められたが、実績報告とともに添付されている領収書等の資料のなかで、保育研修の一環として購入されている書籍について、書籍名など具体的な明示がなく、かつ購入時期が年度末に偏っている事例が見受けられた。

このことから、実績報告書に基づく補助金の確定においても、不十分なものとなっていることが推定される。

ついては、このような実態に鑑み、費用対効果を検討されるとともに、保育者の資質の向上の上で、この制度が形骸化することなく、より効果を発揮されることを望むものである。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該補助に係る実績報告時に添付する資料に関し、領収書については購入物品の明細が記載されているものとするを徹底し、その経費が職員の資質の向上に関するものかどうかについて確認を行うとともに、補助対象者である民間保育所に対しては、書籍等の購入が年度末に偏ることなく年間を通して計画的に研究活動等を行うよう指導してまいります。

今後についても、補助金の費用対効果について常に留意し、補助金の効果が最大限発揮できるよう必要の見直しを行いながら補助金交付事務の適正な執行に努めてまいります。

6 監査執行対象機関名 環境部環境政策課

- (1) 監査執行日 平成25年3月4日
- (2) 監査結果報告日 平成25年6月24日
- (3) 監査の結果

団体の経理事務について

環境学習活動実行委員会をはじめとする同課で所管する各種団体については、その設立目的に沿って積極的な活動を展開されているところであり、本市が掲げる協働によるまちづくりを推進する上で、これらの団体との相互連携と協力は欠かすことのできないものと認められる。

しかし、経緯やボランティア的な団体であること等の理由から、その経理事務を同課職員が担われているが、自主的活動の理念を尊重し、自主管理への移行に向け、理解を得られるよう努められたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

これまで、市民の環境保全活動を推進するため、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」及び「大津市河川愛護団体連合会」の経理事務を支援してきました。また、環境学習活動を推進する上で市民環境ボランティアや市民団体等の協力が重要なため、「こども環境探偵団エコリーダー（会）」及び「大津環境学習活動実行委員会」の設立を働きかけ、環境部環境政策課が実施する各種事業の企画運営をこれらの団体との協働で実施してきました。

このような経緯から、環境部環境政策課は、これらの団体の経理事務を事務局として担当してまいりました。

これらの環境市民団体やボランティア団体は、専従の事務局員がいないことから行政側の支援なしでは団体の経理事務を行うことができず、活動の継続が困難な状況にあります。

しかしながら、今後は、これらの団体に係る経費の流れの見直し・合理化等を行い、経理事務の負担を軽減することなどにより、自主管理へ移行するよう、促してまいりたいと考えています。

さらに、業務全般についても見直しを実施し、自主独立した運営を進めるよう促してまいります。

7 監査執行対象機関名 環境部施設整備課

- (1) 監査執行日 平成25年3月4日
- (2) 監査結果報告日 平成25年6月24日
- (3) 監査の結果

地区環境整備事業について

廃棄物処理については、市政における公共サービスの根幹を成すことから、立地に当たっては地域住民の理解と協力が不可欠で、地区環境整備事業の実施は、廃棄物の円滑な処理に寄与するものとされてきた。

地区環境整備事業に対する住民訴訟に関しては、過日一審の判断が示されたが、今まで以上に市民への説明責任が求められているものとする。

今後、地区環境整備事業を実施するに当たり、助成対象事業の精査等、そのあり方を十分検討され、透明性、公明性を高めることにより、環境行政に対する住民の理解と協力が得られるよう適切な事業執行に努められたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容